

掛川市条例第24号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

掛川市長

(別紙)

## 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例

東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを次のように改める。

### （利用料金）

第8条 使用者は、指定管理者に対し、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

### （利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### （利用料金の不還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表1の表中「施設使用料」を「施設利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表2の表中「照明設備使用料」を「照明設備利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表3の表中「冷暖房・空調設備使用料」を「冷暖房・空調設備利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表4の表中「備品使用料」を「備品利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表5の表中「その他使用料」を「その他利用料金」に、「使用料」を「金額」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。